

令和8年度 北谷町立幼稚園預かり保育4歳児・5歳児募集要項

- 1 対象者 北谷町立幼稚園に在園する4歳児・5歳児で、午後の保育を必要とすると認められた者
- 2 預かり保育実施日及び実施時間
 - (1) 実施日 入園式の翌日から翌年3月31日まで
 - (2) 実施時間 午後2時から午後6時までとし、長期休業（夏休み等）期間中は、午前8時15分から午後6時まで
 - (3) 土日祝日、慰霊の日（6月23日）、年末年始休業日（12月29日～1月3日）及びその他園長が指定した日は、休業日とする。
 - (4) 長期休業（夏休み等）期間中は、給食の提供はありません。（弁当持参）
- 3 学級の編制 原則として1学級30人以下とする。（各園60人定員）

※但し、申請期間内の申込者が、30人以下の場合は1学級（30人定員）とする。

※定員を超える申し込みがあった場合は抽選とする。
- 4 預かり保育利用形態
 - (1) 長期預かり 承諾期間が1月以上となる預かり保育
 - (2) 一時預かり 承諾期間が1月未満となる預かり保育
- 5 保育料等
 - (1) 長期預かり
 - ア 保育料 月額5,500円
 - イ おやつ費 月額1,500円
 - (2) 一時預かり
 - ア 保育料 日額（半日350円／1日700円）
 - イ おやつ費 日額100円

6 幼児教育・保育無償化について

北谷町から「保育の必要性の認定」を受けることで、長期預かり保育に係る保育料（月額5,500円）が無償になります。預かり保育の無償化を受けるためには、「施設等利用給付認定申請（2号）」の申請が必要です。で、以下の内容をご確認の上、申請してください。

7 保育の必要性の認定

	事由	認定基準	認定期間
1	就労	月64時間以上就労していること	就労期間中
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと ※1	産前2ヶ月 産後2ヶ月
3	疾病・障害	疾病、負傷、精神又は身体障害を有していること	保護者の療養期間中
4	介護・看護	親族を常時介護又は看護していること	介護者又は看護者の療養期間中
5	求職活動	求職活動を行っていること ※起業準備含む	最長3ヶ月
6	育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している園児がいて継続利用が必要であること	育児休業期間中
7	就学	学校教育法に基づく教育施設に在学又は職業能力開発促進法に基づく職業訓練を受けていること ※2	就学期間中

※1 状況に応じて、申立書の提出により産後6ヶ月まで延長可能

※2 通信制、習い事、塾等は除く

8 申請に必要な書類

(1) 長期預かり

1	預かり保育（長期預かり）申込書		
2	子育てのための施設等利用給付認定申請書（現況届）（法第30条の4第2号・3号）		
3	保育を必要することを証明する書類		
		事由	必要書類
			備考
	1	就労	就労証明書
	2	妊娠・出産	親子健康手帳の写し
	3	疾病・障害	診断書
	4	介護・看護	介護（看護）申立書、診断書
	5	求職活動	求職申立書
	6	育児休業	就労証明書
	7	就学	在学証明書、時間割の写し

9 次の場合は、必ず申請・届出を行ってください

変更内容		提出書類	
		認定変更申請書	その他必要な書類
1	北谷町外へ転出する	—	認定取消申請書
2	施設の利用をやめる	—	認定取消申請書
3	世帯構成が変わった （結婚、離婚、単身赴任等）	○	
4	仕事を辞めた （求職中になった）	○	求職申立書
5	就労状況が変わった （勤務時間が変わった、仕事が変わった、 仕事を始めた等）	○	就労証明書
6	産前産後休業に入る （産前2ヶ月、産後2ヵ月）	○	親子健康手帳の写し

10 受付期間及び場所

- (1) 期間 令和7年10月1日（水）から令和7年10月24日（金）まで
(2) 場所 北谷町教育委員会 学校教育課（北谷町役場3階）

お問合せ先
北谷町教育委員会 学校教育課
電話 098-982-7705